

平成17年10月11日

パブリックコメントの総括

岡 村 勲

今回、平成17年8月12日から9月5日までのわずか約3週間で、Eメールにより201件、FAX、手紙等の文書により93件、合計294件のパブリックコメントが寄せられた。

そのうち、犯罪被害者対策基本法の重要な柱である、付帯私訴 被害者補償 訴訟参加 被害者週間については、それぞれ 81件 109件 105件 84件の積極的賛成意見が提出された。

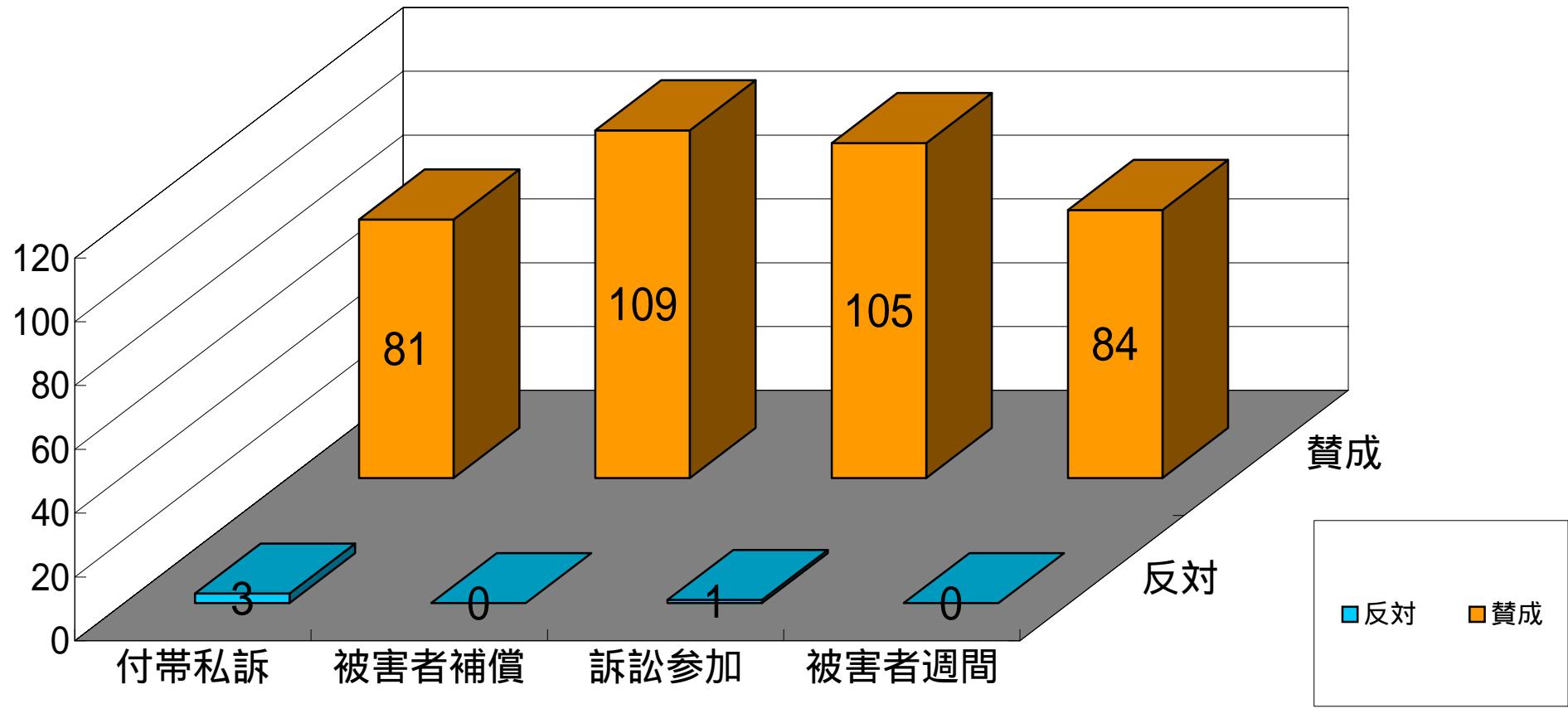
また、上記基本政策～以外にも、被害者支援に関する多数の意見が提出された。

これに対し明確な反対意見は、上記基本政策～に対しては、1件 1件のみであり、慎重に検討する意見が 2件だけあって、その他の犯罪被害者支援政策に対しては、最も反対意見が多い政策でも、3件の反対意見が出されたのみであった。

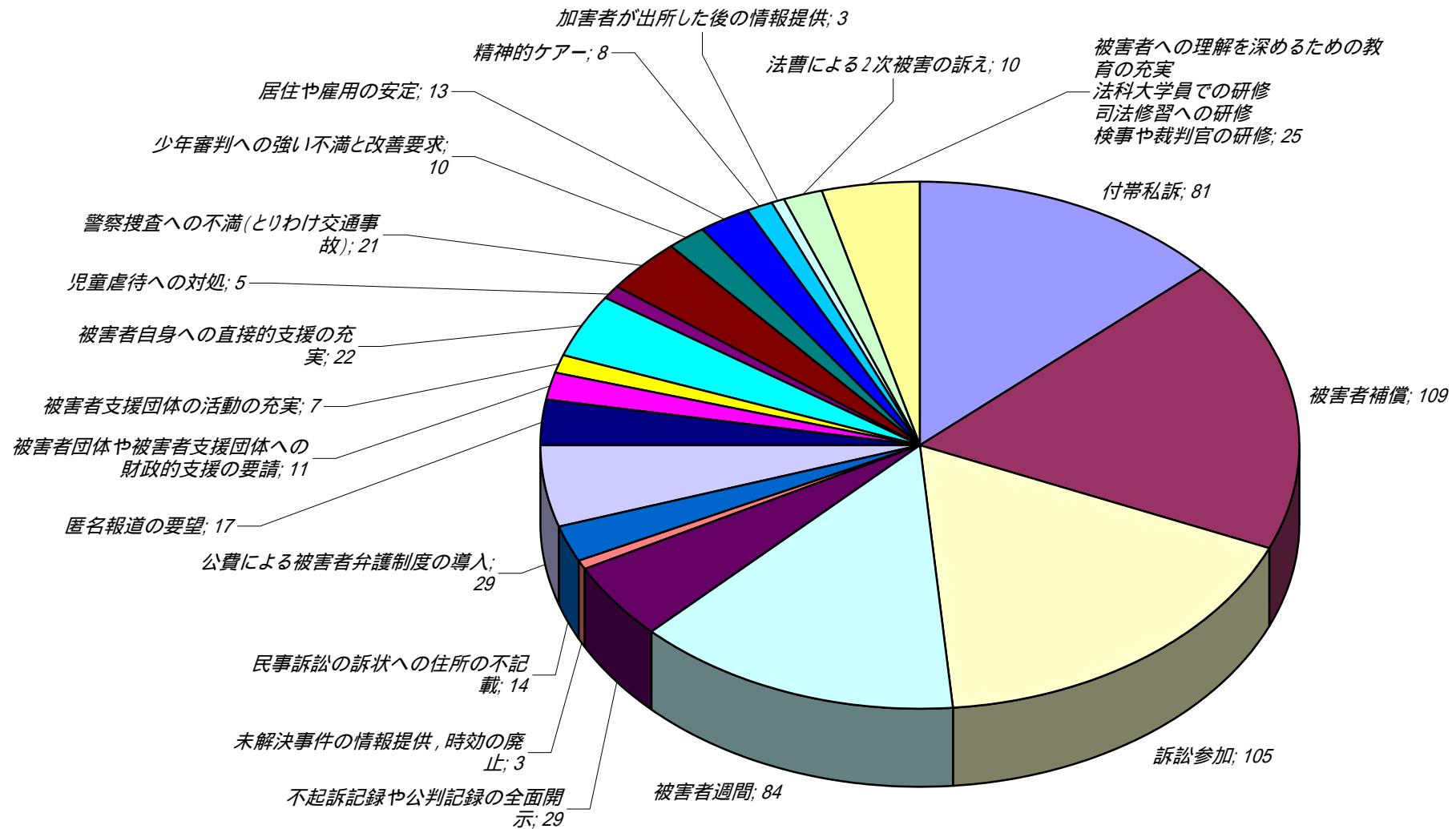
今回のパブリックコメント提出者は、被害者及びその関係者に限定されておらず、今回の集計は、国民全体が、被害者支援を積極的に望んでいることを如実に表す結果となった。

つまり、被害者支援は、国民全体の要望であり、現在に至るまで、附帯私訴及び公訴参加に消極的態度を示している各関係省庁及び日弁連は、国民の要望を無視できないことを、厳重に受け止めるべきである。

パブリックコメント 集計



パブリックコメント 意見内容内訳



パブリックコメント 集計

平成17年10月11日

**損害賠償の請求についての援助等
= 12条関係 =**

岡 村 勲

1 意見

骨子においては、

「第1 損害回復・経済的支援への取組 1 損害賠償の請求についての援助等 [現状認識]・・・・・加害者の所在等の情報が不足していることなど、犯罪被害者等は、・・・・・」とあるが、これを、

「第1 損害回復・経済的支援への取組 1 損害賠償の請求についての援助等 [現状認識]・・・・・加害者の所在等の情報が不足していること、加害者に住所を知られることの懼れなど、犯罪被害者等は、・・・・・」と改めるべきである。

2 理由

犯罪被害者等が損害賠償請求の民事訴訟を提起する際に、住所を知られたくないとの切実な現状があることは否定しがたいからである。

平成17年10月11日

損害賠償命令について = 12条関係 =

岡 村 勲

1 意 見

骨子においては、[今後講じていく施策](1)「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」に関し、法務省において検討すべき制度として「附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等」が挙げられている。

しかし、「損害賠償命令」は、「犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切・・な実現」(犯罪被害者等基本法第12条)の手段として適切でないため、削除することを求める。

2 理 由

損害賠償命令(弁償命令)とは、刑事訴訟の判決において、被告人に被害者への賠償を命じる制度である。

この制度を最初に導入したイギリスでは、あくまで刑罰の一種として位置付けられ、被害者への補償は二次的な目的に過ぎない。実務上も、命じられる賠償額が加害者の資力を考慮して算定されるため、実損害額に見合わない額である場合が多く、極めて低額の分割払いが命じられることさえある、との問題点が指摘されている。また、加害者が賠償金を支払わない場合でも、加害者家族の生活などが考慮されるため裁判所が収監に消極的であることや、収監された場合には事実上支払いが不可能になり、賠償命令の実効性がなくなる、という問題もある。

被害者の損害回復ではなく、あくまで刑罰の一種という本来の制度趣旨に加え、このような運用状況を見ると、損害賠償命令が被害者による損害賠償請求の適切な実現手段になりえないことは明白である。

また、アメリカなどのように賠償を条件に刑の執行を停止する制度については、仮に導入するとしても、「現実に適用されるのは、軽微な事件において犯人の改善可能性が大きい場合であろう。それゆえ、生命・身体に対する重大な侵害の場合や、いわゆる通り魔や爆弾事件などの場合には、

この制度の適用は排除される。」(森下忠著「刑事政策大綱（新版）」383頁)との指摘がある。当然すべき被害者への賠償によって刑を免れることは極めて不合理であり、被害者の立場からは当たり前の指摘といえる。すると、損害賠償命令の射程範囲は、極く限られたものになり、法第12条が求める制度とは程遠いものとなろう。

被害者が主体的に関与しない刑事訴訟において、裁判所が適正な損害額を認定すること自体無理があるという他なく、如何に制度設計したとしても、被害者の損害を回復するための手段としては中途半端といわざるを得ない。被害者の損害回復のためには、被害者が主体的に刑事手続に関与し、簡易迅速に損害賠償請求権を実現できる手段（すなわち附帯私訴）こそが必要とされるのであり、損害賠償命令は、その代替物にさえなり得ない。

以上

平成17年10月11日

**附帯私訴と没収・追徴を利用した損害回復制度について
= 12条関係 =**

岡 村 勲

1 意見

没収・追徴を利用した損害回復制度は、12条の施策として十分なものではない。附帯私訴訟制度の導入が不可欠である。

2 理由

現在、「没収・追徴を利用した損害回復制度」として、法制審刑事法部会において、犯人から犯罪収益を剥奪したうえ、これを被害者の被害回復に充当する制度が検討されている。

当該制度は、組織的犯罪処罰法に定める「犯罪収益等」のうち、「犯罪被害財産」(同法第13条2項、第16条1項但書)について、犯人に対する被害者自身による損害賠償請求権の行使が困難と認められる場合に、例外的に没収・追徴が出来るものとしてこれを剥奪したうえで、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた事実に係わる対象犯罪行為(組織的犯罪処罰法第13条2項に規定する財産犯等)及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為等の被害者で、かつ当該対象犯罪行為により「財産を失ったもの」を対象に支給するというものである。

暴力団等の犯罪組織に対し、犯罪被害者自身が民事上の手続を通じて被害回復を図ることが困難な場合が多い現状を前提に、組織犯罪による財産被害に関し当該制度が新たな損害回復手段として検討されるに至っていることについては一定の評価に値する。

しかしながら、当該制度は、「組織犯罪による財産被害者」以外は全く対象としておらず、生活維持が困難な殺人遺族や重篤

な傷害を負った被害者の損害回復には何ら関係がない。

法務省は、当該制度について、上記部会において、「基本法で求められている、いわば〔12条の〕施策の一環として位置づけられるもの」としているが、その射程範囲は極めて限定された制度に過ぎない。当該制度以外に、生命・身体等重大な被害を被った犯罪被害者等による損害回復をも簡易迅速に実現する手段として附帯私訴訟制度の導入が不可欠である。

以上

平成17年10月11日

国による補償制度
= 13条関係 =

岡 村 勲

1 意見

骨子においては、

「第1 損害回復・経済的支援等への取組 2 給付金の支給に係る制度の充実等 [犯罪被害者等の要望に係る施策] 犯罪被害給付制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実」とあるが、これを、

「犯罪被害給付制度における被害にあう以前の生活水準まで近づけるための、給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実」と修正すべきである。

同様に、「第1 損害回復・経済的支援等への取組 2 給付金の支給に係る制度の充実等 [今後講じていく施策](3) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並施策の実施」とあるが、これを

「(3) 国による補償を、被害にあう以前の生活水準に近づけるための制度及び財源に関する検討並施策の実施」と修正すべきである。

2 理由

上記のように理解することが、基本法第2条第3項、同法第3条第3項の文言および立法趣旨に合致するからである。

平成17年10月11日

**犯罪被害者等基本計画案試案その二
重点課題に係る具体的施策に関する他庁からの意見について**

岡 村 黙

第1の1 損害賠償の請求についての援助等の中 [現状認識] の記載に関する意見について

法務省は、犯罪被害者等基本計画案試案（第8回検討会用事務局案）に対する修文意見を提出しているが、これに対して意見を述べる。

〔推進体制・第1 損害回復・経済的支援等への取組〕

【1. 損害賠償・経済的支援等（基本法第12条関係）及び2. 給付金の支給に係る制度の充実等の [現状認識] について】

その1

（法務省見解）

本基本計画骨子における、各 [現状認識] は、その内容や、「～との指摘がある。」との締めくくり方から、現在の状況について犯罪被害者等又はその支援団体等から寄せられている問題意識をまとめたものであると理解してきたが、個々の [現状認識] 欄の書きぶりによっては、認識の主体が曖昧になっているものが見受けられる（例：V 第1 1. 損害賠償の請求についての援助等）。これは、[現状認識] という表題に問題があると思われる所以改めるのが適当であり、例えば、[現状に対する犯罪被害者等からの指摘事項] などに改めるのが相当である。

（岡村意見）

1 そもそも基本法は、小泉総理の熱い指示のもと、自由民主党政務調査会司法制度調査会の民事・刑事基本法制小委員会が犯罪被害者のための施策について強い関心を示すことによって始まった。

上川陽子副委員長がキャップとなって同委員会は、事前の準備を十分に行った後、2003年2月から9回にわたって犯罪被害者団体、犯罪被害者等、支援団体、支援者、学識経験者、関係省庁の多数より犯罪被害者等のおかれ実情について調査をなし、様々な検討を重ね、加えて、現状について、口頭、文書による徹底したヒヤリングを重ね、討議を行い、さらに国会議員だけによるプロジェクトチームを編成して、さらにまた被害者や有識者、関係省庁の意見を聞いて法案を作り、他の政党との共同提案として、衆参両院全会一致で成立したものである。

この法律の前文において、「犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。」は、犯罪被害者等のおかれている現状を十分認識して作られたものである。犯罪被害者等の指摘だけなら、他党の同意を得ることはできなかったはずである。

基本法の前文には、その法律を必要とするに至った事実認識や法律制定の理由及び目的が記されていることは言うまでもなく、その事実認識を基にして、基本法が制定されたのであって、法務省が言われるように、犯罪被害者等の指摘によって作られたものではない。

そして、犯罪被害者等施策推進会議の役割は、言うまでもなく、犯罪被害者等基本法に則って、その基本理念（犯罪被害者等には、その個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利がある等 = 基本法第3条）に従って、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として（基本法第1条）、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためにおかれているものであり（基本法第1条、第24条以下）、推進会議の下に設けられた本検討会も同様の基本理念、目的、役割を有していることは明らかである。

したがって、本検討会（含む推進会議、以下同じ）は、このような基本法の枠内で基本法の趣旨を具体化する責務を負っているものと考えなければならない。

2 ところで、法務省の上記意見は、「[現状認識]という表題に問題があると思われる所以改めるのが適当であり、例えば、「[現状に対する犯罪被害者

等からの指摘事項]などに改めるのが相当である。」と述べるが、仮に、[犯罪被害者等からの指摘事項]とした場合には、本検討会（含む推進会議）としての現状認識を欠くままに計画案を作ることになってしまう。しかも、本検討会のメンバーとして犯罪被害者等はわずかな人員しか含まれていない。本検討会として、そのような指摘につきどう考えるか、いわば自分の認識をはっきりさせないままに、今後講じていく施策の計画を作ることになってしまうが、それでは、本検討会の責務を放棄したものというほかない。

3 よって、法務省の修文意見には反対である。

その2 (法務省見解)

1 仮に、[現状認識]が、本検討会（ひいては推進会議）自身の認識を示すものとして位置付けられるならば、その内容については、正確性が求められ、読むものに誤解や先入観を与えない内容とするべきであるが、その意味において現在案（内閣府改訂版を含め）にはいくつかの問題点がある。そのうち、10月3日付け事務連絡に添付されていた事務局案に係る部分についての問題点は以下のとおりであり、それぞれ修文されるべきである。

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）の[現状認識]

「多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。」（理由）

生命犯、身体犯、財産犯等の被害を一括りにし、被害の内容や程度に個人差があることを捨象した書きぶりであり、一見多くの犯罪被害を網羅しているようでいて、さほど重大な損害を被っていない犯罪被害者や、経済的に困窮していない犯罪被害者はこれから述べられる施策の対象外であるとの印象を与えかねない内容となっている。また、列挙されている犯罪被害と、被害者が「経済的に困窮する」こととは論理必然の関係ではない。これらはいずれも誤解を与える表現であり、適宜な形に改めるか、削除するべきである。

(岡村意見)

犯罪被害者等の損害賠償請求に関連する主要な問題点は、まさに、「多くの犯罪被害者等は、思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被り、経済的に困窮する。」ところにある。

現在案は、「全ての」犯罪被害者等がこのような状態にあるとは記しておらず、「多くの」と書いているのであるから、個別の事案の個性を捨象しているとの非難はあたらない。

次に、軽微な被害者や「経済的に困窮していない犯罪被害者はこれから述べられる施策の対象外であるとの印象を与えかねない」という主張は理解に苦しむ。例えば、ある特定の病に罹患し、経済的に苦しむ患者を救済する特別法を制定しようとする場合において、その前文に同様のことが書いてあったとして、「特定の病に罹患しているが、経済的にはさほど苦しんでない患者を救済しないような印象を与える」と言って反対する人がいるであろうか。良識のある市民の誤解を招くことはない。この部分の法務省の主張は、ためにする、反論のための反論としか理解のしようがない。

さらに、法務省は、「思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われた」とこと「経済的に困窮」することになることは論理必然の関係ではないと主張する。この主張も理解に苦しむ。「経済的に困窮する」主語は「多くの犯罪被害者等」であるから、論理的にも何の誤りもないが、このような被害があれば、被害者は、程度の差はあるども経済的に困窮することは経験則上もごく常識のことである。法律は、そのような常識の上に成り立っている。このように、この部分の法務省の主張は、論理的にも経験則上の認識としても誤っている。仮に、「思いがけない犯罪等により、生命を奪われ、健康な体を損なわれ、かけがえのない財産を奪われ、多大の損害を被る者が、経済的に困窮しないことがあったとしても、そのような稀なケースを持ち出して、大多数の場合に成り立つ経験的認識を否定することは通常なされないし、なすべきではない。

翻って考えるに、法務省が、基本法に基づく基本計画案の作成にあたって、今頃になって、このような意見を述べるというのは意外の感を拭えない。なぜならば、上記指摘の内容については、そもそも、基本法前文の認識そのものを体現したものだからである。基本法前文は前述したように、次のように述べている。「近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされ

てきた。さらに、犯罪等により直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。」これが、衆参全会一致の認識として成立したのである。そして、これを端的に指摘したのが、内閣府の案である。従って、変更も削除も必要ない。

もとより、犯罪被害の実情によって個人差があることは当然であり、それも踏まえた上で、現在「多くの」犯罪被害者がおかれている問題の本質を明らかにし、この現状認識において全議員が一致したのである。今、法務省はこの基本法それ自体の書きぶりについても、「個人差があることを捨象した書きぶりである」として、問題にしようというのであろうか。検討会に出席している委員全員が、この基本法の認識を前提としてこれまでの検討を行い、現状認識となっているのである。全ての犯罪被害者を対象として個別的な現象を揚げれば、個人差があるのは当たり前である。しかし、ここでは、基本法に基づいて基本計画案を作成するにあたり、それに必要な観点から一番問題となっている「多くの」犯罪被害者が置かれている本質的なことがらを、大きな視点からとりあげているのである

よって、上記記載で何ら問題はないというべきである。それを削除せよとは、基本法制定に尽力された法務省の見解とは思えない。

その3 (法務省見解)

「その損害の金銭的回復は、犯罪被害者等が自ら行う加害者の不法行為を原因とする損害賠償の請求にかかっている。」

(理由) 加害者から自主的に被害弁償及び慰謝料等の支払いがなされることもあるが、その点が捨象され、あたかも被害者自身が要求しなければ一切弁償を受けることができないかのような誤解を与える表現である。

(岡村意見)

この文章を読んで、被害者自身が要求しなければ一切弁償を受けることができないと誤解する人が一体どの位いるであろうか。そもそも、加害者から自主的に被害弁償及び慰謝料等の支払いがあって、損害の金銭的回復に満足したというケースは経験的にはごく稀なケースに属する。

確かに、法務省が指摘するように、加害者が自主的に支払う場合もあることはある。しかし、加害者から損害賠償金が全額支払われた状況は、(示談

の開始が、被害者から請求によったか、それとも加害者からの自主的な申し出でによったかは区別されていない）、法務省自身の資料によれば、後記のとおりである。この法務省自身の統計により明らかなように、被害者等の損害が加害者からの自主的支払いによって、全額回復されたというのは非常に少ないのであって、あえてこれを基本計画立案の中で持ち出す必要はない。むしろ、圧倒的多くの被害者等が損害の回復が得られていないという現実こそが問題なのである。多くの被害者が置かれている現状を捉えたのが、前述したように基本法の精神である。

そして、現に多数寄せられている深刻な犯罪被害者の声を聞き、ポイントを捉えて犯罪被害者等のために施策を講ずるために、本検討会において作業をしているのであるから、形式的な反対により、計画の方向性に足を引っ張るようなことをすべきではない。「犯罪被害者等の声に耳を傾け・・・犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出す」（基本法前文第三段落）というのが、基本法の求めるところである。

平成11年版犯罪白書「(3)賠償金の支払い状況」(279頁)

賠償金が全額支払われたかどうかの状況はつぎのとおりである。

	全額支払	一部支払・残額今後支払予定
殺人等：	6 . 6 %	3 . 8 %
傷害等：	18 . 2 %	8 . 1 %
強盗：	24 . 8 %	0 . 9 %
強姦：	39 . 2 %	1 . 3 %
強制わいせつ：	36 . 3 %	1 . 3 %
窃盗：	32 . 3 %	2 . 4 %
詐欺等：	23 . 8 %	5 . 7 %
業過致死：	58 . 9 %	13 . 2 %
業過傷：	32 . 0 %	8 . 1 %

この統計は、加害者が自主的に支払いを申し出た場合と、被害者側から請求して支払われた場合を、各々区別していない。従って、法務省が指摘する

ような、加害者側からの自主的な支払いはこの数値よりもっと少なくなる。

しかも、加害者から全額支払われる可能性は、一番多いのが業務上過失致死であるが、強盗にいたっては約25%にすぎず、殺人ではたったの約7%である。しかも、業務上過失致死で全額支払われるのは、交通事故における損害会社が払うからであり、現実には加害者が自主的に払ったとは言い難い。

加えて、同白書では、全額支払のあった被害者等にその満足度を質問した結果、「やや不満が残るが、おおむね納得している」と「納得している」の双方併せても52%であったと報告しており、さらに、全額支払った場合でも、加害者本人が支払ったのは、どの罪種でも30%未満であるとの報告もされているので(281頁)、刑事手続きにかけられた加害者とそれを援助する親族等の支払能力などを考慮して、被害者等がやむを得ず低い金額で示談を強いられている状況が、かえって現れることになる。

以上のように、統計上現れた現実をみただけでも、多くの被害者は自ら損害賠償を請求しうるものとして法制度上認められた権利ですら実現不可能な状況におかれていることが明白となっている。

これに、被害申告率によって明らかにされた、非申告者のことを考慮に入れると、圧倒的多くの犯罪被害者は、加害者からの損害回復を実現していないのである。この現実を深刻に受け止めれば、試案の文書表現は決して誇張ではなく、また、白書を作成した法務省自身は勿論であるが、良識ある一般市民も法務省指摘のような誤解をすることはないものといえよう。

その4 (法務省見解)

「損害賠償の請求は、…金銭的な回復を図るためにものというだけでなく、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としての重要な意味を有している。」

(理由) 不法行為に基づく損害賠償請求は、あくまでも不法行為による金銭的な損害の回復を図るためにものであり、その中で不法行為の全容解明や被害者の名誉回復等があるとしても、請求の過程における事実上の効果に過ぎない。ただしこの部分は一部原案にもあったので、その趣旨を維持して残すとすれば、「損害賠償の請求は、…金銭的な回復を図るためにものであるが、これに加えて、～機会としての重要な意味を有しているとの指摘がある。」とするのが相当である。

(岡村意見)

法務省の上記見解では「『との指摘がある』とするのが相当である。」として、あたかも犯罪被害者等が指摘しているだけで、法務省は異なる認識を持っているかのようにも聞こえる。しかし、上記試案の文章に記載されることは、法務省自身が調査して全国民に明らかにした現実的な事実であって、単なる「指摘」にとどまるものではない。即ち、平成11年度犯罪白書の(5)民事裁判提起・不提起の理由(285頁)の調査結果によれば、以下のとおりとなっている。

[民事裁判提起の理由]

事件の全容を知りたい 加害者に謝罪や反省を求めるため

殺人等	39.3%	75.2%
業過致死	27.6%	75.9%
傷害等	13.6%	81.8%
強姦	8.3%	75.0%
強制わいせつ	8.3%	91.7%
ほか		
総 数	23.6%	73%

民事訴訟提起の理由として、実に73%にものぼる犯罪被害者が「加害者に謝罪や反省を求めるため」としている結果が、法務省自身の調査結果として国民に報告されている。これを見ても明らかなように、単に「指摘がある」というものではなく、現実が存在しているのである。

よって、内閣府の文章は現実を反映したものとして正確であるから、原案を維持すべきである。

その5

(法務省見解)

「しかしながら、…」以降については、原案に戻すべきである。

(理由)

まず、修文案のうち「訴訟になると、高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していることなど、犯罪被害者等は、損害

賠償を請求する上で多くの困難に直面する。」（4ページの下から9行から5行まで）については、犯罪被害者等が常に「高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していること」に直面しているとの誤解を招くものと思われる。

次に、「そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり、賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど、損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、」（下から4行から1行まで）のうち、

- ア 「賠償を殊更拒まれ執行に困難を来たすなど、」については、そもそも「執行」は債務者（本件では加害者等）が任意に（損害賠償）債務を履行しない場合に行われるものであるから、債務者が損害賠償債務を履行しないから「執行」に困難を来すという記述は論理的に矛盾している。
- イ 「…損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、」（下から2行から1行まで）については、統計的根拠に基づくものなのか疑問がある。また、損害賠償の目的を果たせないのは、加害者に賠償能力が欠如している場合の問題であり、加害者に賠償能力がある場合には勝訴判決に基づいて強制執行をすることによって目的を達することができるのであって、強制執行の手続に問題等があるわけではないから、あたかも強制執行の手續に何か問題があるかのような誤解を与えるという意味でも、このような記述は不適当である。

（岡村意見）

法務省は、犯罪被害者等が常に「高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していること」に直面しているとの誤解を招くと主張するが、その3についての岡村意見同様に、このような困難に直面してない犯罪被害者等がどれくらい存在するのであろうか。法務省は、犯罪被害者等の切実な訴えを直接間接に聞いているのであるから、多数のケースにおいて直面していないという証拠を提出しない限り、このような主張することはできないはずである。

アについては、ここでは、民事で勝訴判決を受けても執行に困難を来す場合の例示として、加害者の賠償能力の欠如と、加害者が賠償を任意にし

ない場合を挙げているのであるが、加害者が「殊更に拒む」場合は、民事判決の執行に協力しない意思が明確な場合であり、被害者が判決の執行に困難を来すことが多い。本検討会においては、形式論理的な作業をしているのではなく、多くの被害者が置かれている「現状」を捉えた作業をしているのである。

イについては、犯罪被害者等が勝訴判決を受けても損害回復の目的を達していないという犯罪被害者等の深刻な声が多数寄せられていることは、経験的にも通例であるので、このような主張をするのであれば、民事勝訴判決によって損害回復の目的を果たしているのが通例であるという事実を統計的に示さなければならない。むしろ、前述した犯罪白書の統計を見ただけでも、損害回復の目的を果たしていないのが「通例」と言うに相応しい現実が存在している。

さらに、現行法の強制執行の手続には重要な問題があり、勝訴判決を得ても強制執行すらできない事例は数多くある。もし、強制執行の制度上の問題を犯罪被害者の人権の視点から取り上げて問題とするなら、改善を要する点はいろいろある。法務省が言うように強制執行制度そのものに犯罪被害者にとって何も問題がないというものではない。

例えば、強制執行の前提として、民事保全手続きによる加害者財産の早期保全が必要となるが、保全手続きのための疎明資料に刑事記録が必要となりこれが一つの障害となっており（和歌山カレー事件参考）、さらに、保証金の捻出をどうするかも問題であり、保全命令がでたとしても、不法行為債権が一般債権であるために他の債権者と同列の配当の権利しかなく全額回収にはほど遠くなる、不動産執行には不動産一件について約50万円の保証金予納が必要になる、など強制執行を犯罪被害者の視点からとらえなおしたときには各種の問題がある。また、強制執行は、目的物を特定して、かつ空振りになるかどうか分からず、債務者が正直に財産の有無や所在を明かさない限りは、実効性がないのが通例である。平成15年改正で設けられた民事執行法上の財産開示の手続は強制力がなく大した実効性はないのが実情である。また、スウェーデンのように、犯罪被害回復のための民事執行に、国等の機関が積極的に助力する制度もない。

このように、犯罪被害者等の被害回復という視点をおくときは、現行法の強制執行の手続には重要な問題があると言わざるを得ない。

法務省は、「指摘がある」という文言にこだわり、あたかも犯罪被害者等だけが問題視しているにすぎず、現実は違うかのように印象づけようとしているように思える。内閣府の文章に現れている事柄は、単なる「指摘」ではなく実態として存在しているのであって、基本法に基づいて改革を必要としている現実である。

よって、法務省の修文には賛成できない

その6 (法務省見解)

2. 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)の[現状認識]

「多くの犯罪被害者等は、～多大の損害を被る。」

(理由) の指摘と同旨。ただし、給付金等による経済的補填の検討対象となるのは、専ら重篤な犯罪被害に係る犯罪被害者が中心であるとの認識を前提とするならば、犯罪被害者の範囲について誤解を与える懸念はないかもしぬないが、「多くの犯罪被害者等は、～」という書きぶりは適切とは言えず、「犯罪被害者等の中には、～者も多い。」などとするのが適当である。

(岡村意見)

「多くの犯罪被害者等は、～」という書きぶりは適切であり、法務省の主張する表現は不適切である。「犯罪被害者等の中には、～者も多い。」という書きぶりは、「多い、中間、少ない」と三種類のカテゴリーがある中で、「少ない」者よりは、「多い」者が多いという程度のニュアンスを与える場合の書きぶりである。基本法前文では、「・・・犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか・・・」と記載されている。つまり、内閣府の文章表現は、基本法前文の文言の趣旨を体現しているのであって、立法意思とも合致しているし、とくに良識ある市民の誤解を招くこともないから、修正の必要性はない。

なお、第8回検討会用事務局案では、この部分の次の文において、「加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回答を期待できないことが多いとい

われている」とされているが、むしろ他の箇所と平仄を合わせて、「といわ
れている」の部分を削除すべきである。

以上